

【表紙】	
【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第2項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2025年6月27日
【会社名】	チッソ株式会社
【英訳名】	CHISSO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山 田 敬 三
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪市北区中之島三丁目3番23号
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 山田敬三は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社（以下、「当社グループ」）について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社合計24社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、上記以外の連結子会社5社及び持分法適用会社16社については、金額的及び質的重要性並びにその発生可能性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当事業年度の売上高（連結会社間取引消去後）の合算が連結売上高のおおむね3分の2程度に達している事業拠点、又は各事業拠点の当事業年度の棚卸資産比率の合算が棚卸資産のおおむね3分の2程度に達している事業拠点として合計7事業拠点を選定している。当社グループは、化学製品の製造販売を中核事業とした企業グループであるため、売上高及び棚卸資産を重要な事業拠点の選定に使用する指標と判断し、全社的な内部統制の評価も良好であるため、一定割合としておおむね3分の2程度を採用した。そのうえで、選定した事業拠点においては、事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスとして、引当金及び固定資産の減損損失等に関連した業務プロセスを評価対象に追加している。

併せて、長期間にわたり評価対象外としてきた事業拠点及び業務プロセスについては、開示すべき重要な不備の有無、不正の発生可能性及び当社グループを取り巻く環境の変化を考慮して評価範囲に含めるかどうかを検討したが、財務報告に重要な影響がないことから事業拠点及び業務プロセスは追加していない。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

該当事項はない。

5 【特記事項】

該当事項はない。